

「民泊サービス」のあり方に関する検討会開催要領

1 趣旨

自宅の一部や別荘、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」については、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要への対応や、地域活性化のための空きキャパシティの有効活用などの要請に応えることが求められており、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活用が図られるようなルールづくりが求められている。

こうした状況を踏まえ、「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）において、「インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る（平成27年検討開始、平成28年末結論）」とされており、こうした検討課題に対応するため、本検討会を開催する。

2 構成員等

- (1) 構成員は別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。
- (2) 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- (3) 座長に事故等が生じた場合、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 構成員は、その申出により、構成員が指名する者を代理で出席させることができる。
- (5) 必要に応じて構成員以外の者の意見を聴くことができる。

3 運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長及び観光庁審議官が開催し、検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課及び観光庁観光産業課において行う。
- (2) 本検討会は、原則公開とし、会議資料及び議事録についても、後日HPにおいて公表する。ただし、議事内容により非公開とする必要があると座長が認めた場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (3) 本要領に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は座長が検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。